

海老名商工会議所働き方改革施行直前セミナー

『働き方改革』なにをいつまでに？

- ① 使用者による年休の時季指定 2019年4月から
- ① 残業時間の上限規制 2020年4月から (一部例外あり)
- ① 正社員と非正社員との均等・均衡待遇(同一労働同一賃金)義務化 2021年4月から

2019年4月から働き方改革関連法が、順次中小企業にも施行されます。主な施行日は上に記載したとおりです。まず、本年4月からは、企業に年休5日分まで取得時季指定が義務付けられます。企業は働き方改革に取り組むことにより、「企業の魅力をアップさせ、働き手が集まる組織とする。」、「働き手のモチベーションを上げ、労働生産性の向上を図る。」ことを期待されています。このセミナーでは、**中小企業は働き方改革にどのように取り組むのか**を、分りやすく解説します。併せて、企業の信用にかかわるトラブル防止対策について、事例等を紹介し、参加者の皆様と一緒に考えて参ります。ぜひ多くの会員の参加をお待ちしております。

セミナーの内容・講師

- ◆日時：平成31年2月20日(水) 午後2時～午後4時
- ◆会場：海老名商工会館 1階会議室
- ◆講師：特定社会保険労務士 相澤 康生 氏
- ◆受講料：無料 (非会員の方は3,000円を申し受けます。)
- ◆申込み：参加申込書にご記入の上、お申込みください。
(FAX可)
- ◆連絡先：海老名商工会議所 経営支援部 太田
TEL 046-231-5865 ・FAX 046-231-0225

主な内容

1. 働き方改革取組みの基本的考え方
2. 年休時季指定にどう取り組む
3. 残業時間の上限規制と36協定対応
4. 同一労働同一賃金への対応



海老名商工会議所労務セミナー参加申込書

海老名商工会議所 経営支援部 行き (FAX 046-231-0225) 2019 (平成31) 年 月 日

事業所名			業種	
所在地	(〒)			
TEL		FAX		
参加者職氏名				

※申込書に記入された情報は、当事業の実施・運営にのみ利用し、他に利用することはありません。